

介護保険制度における通院等乗降介助の適用範囲の拡大（概要）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた通知－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、その意見を踏まえて、平成 24 年 8 月 31 日、厚生労働省に対し通知を行いました。

（行政相談の要旨）

介護保険制度における通院等乗降介助においては、居宅要介護者の目的地（病院等）が複数ある場合であって、出発地及び到着地が居宅以外である目的地間の移送は、介護給付費の算定をすることができないとされているが、このような目的地間の移送についても、介護給付費の算定を認めるようにしてほしい。

（問題点）

- 通院等乗降介助においては、出発地及び到着地が居宅以外である目的地間の移送は、介護給付費を算定することができないため、当該目的地間の移送に係る介護費用は、居宅要介護者の負担となる。
- 複数回に分けて病院に通院等した場合には、それぞれ介護給付費の算定が可能となるが、居宅要介護者の経済的及び身体的な負担が増加することとなる。

（通知の内容）

介護給付の見直しに関する厚生労働省の検討に資するため、行政苦情救済推進会議の次の意見を同省に参考として通知

- (1) 居宅から出発して、一つの病院等（目的地）に行くのも、二つの病院等（目的地）に行くのも、最終的には居宅に戻ってくるのであり、目的地間の移送についてのみ、訪問介護の定義に該当しないことを理由として介護給付費の算定を認めないとすることは、身体介護を中心である場合には算定が認められていることと比較して、合理性がないと考えられる。
- (2) 厚生労働省は、通院等乗降介助の適用範囲の拡大について、居宅要介護者の通院等の実態に照らして、居宅要介護者の負担の軽減や介護給付費の節減という観点から、法制度の見直しを含めた検討をすべきである。



通院等乗降介助とは

通院等乗降介助とは、介護保険における訪問介護（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項）の一形態であり、居宅要介護者について、通院等のため、指定訪問介護事業者の訪問介護員等が自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、介護給付費の算定をすることができるもの。

介護保険法（抜粋）

第八条 この法律において「居宅サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいい、「居宅サービス事業」とは、居宅サービスを行う事業をいう。

2 この法律において「訪問介護」とは、要介護者であって、居宅（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホーム、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（第一項、第二十項及び第十三条第一項第二号において「有料老人ホーム」という。）その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。）において介護を受けるもの（以下「居宅要介護者」という。）について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの（定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第十五項第二号に掲げるものに限る。）又は夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。）をいう。

3～27 (略)

(注) 下線は当省が付した。

「介護報酬に係るQ&Aについて」（抜粋）

—平成15年5月30日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡—

Q22 1日に複数の医療機関を受診する場合に、医療機関から医療機関への移送に伴う介護について「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定できるか。

A22 居宅以外において行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもってして訪問介護として算定することはできない。したがって、医療機関から医療機関への移送に伴う介護については、「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定することはできない。

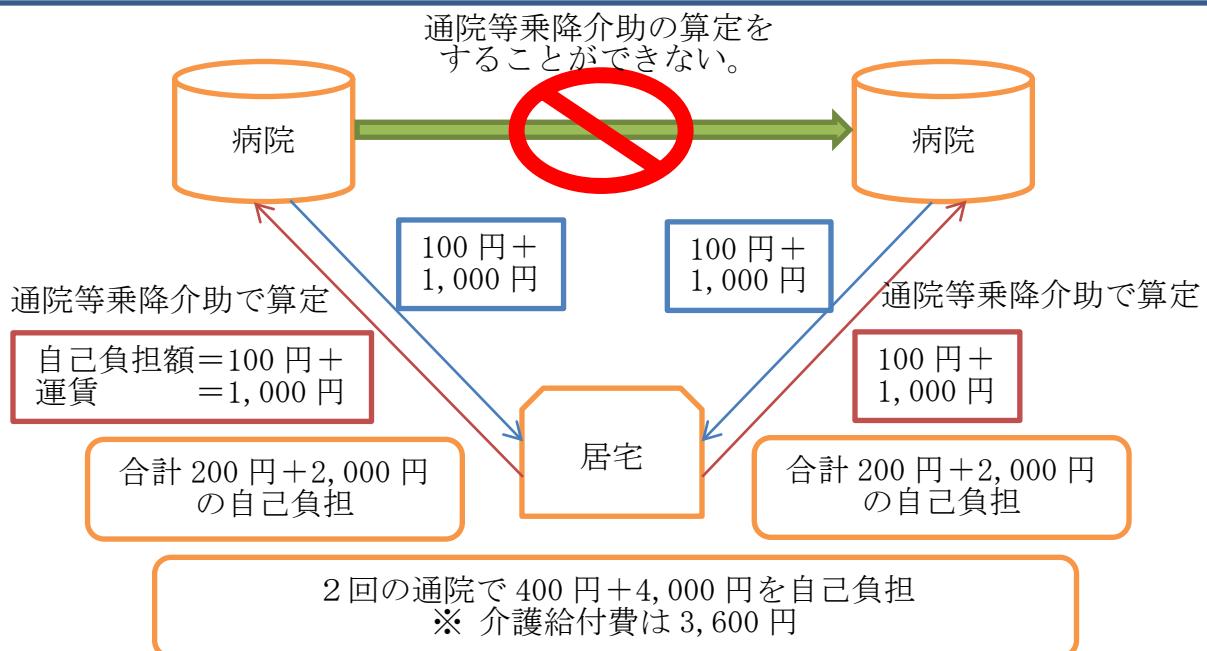
Q24 通院等のための乗車・降車の介助の前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護（移動・移乗介助、身体整容・更衣介助、排泄介助等）は別に算定できるのか。

A24 「通院等のための乗車又は降車の介助」の前後に連続して行われる行為のうち、外出に直接関連する身体介護（移動・移乗介助、身体整容・更衣介助、排泄介助等）については、

- ・ 居室内での準備や通院先での院内の移動等の介助など、通院等のための乗降介助の前後に連続して行われる身体介護の所要時間や内容に関わらず、「身体介護中心型」を算定できず、「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定することになる。
- ・ ただし、要介護4又は要介護5の利用者に対して、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して、相当の所要時間(20～30分程度以上)を要しきつ手間のかかる、外出に直接関連する身体介護を行う場合に限り、その所要時間(運転時間を控除する)に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等のための乗車又は降車の介助」の所定単位数を併せて算定することはできない。
(例) (乗車の介助の前に連続して)寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合。

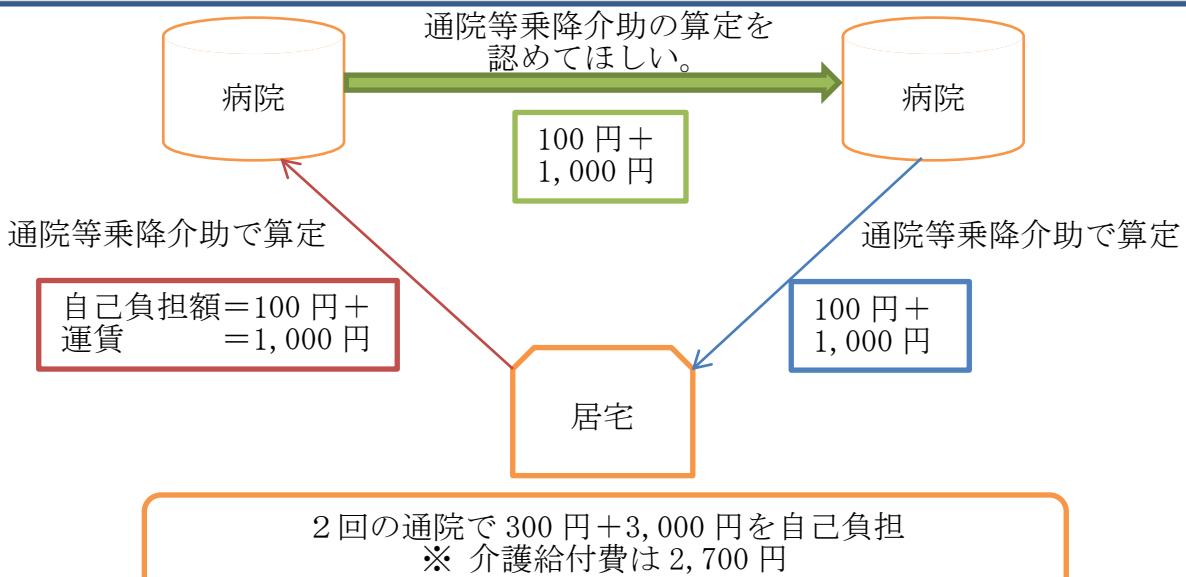
(注) 下線は当省が付した。

現 状



- 自己負担が 100円軽減され (400円→300円)、付隨的に交通費も 1,000円軽減される (4,000円→3,000円) ため、トータルで 1,100円の負担軽減
- 介護給付費も 900円 (3,600円→2,700円) 節減

申出のケース



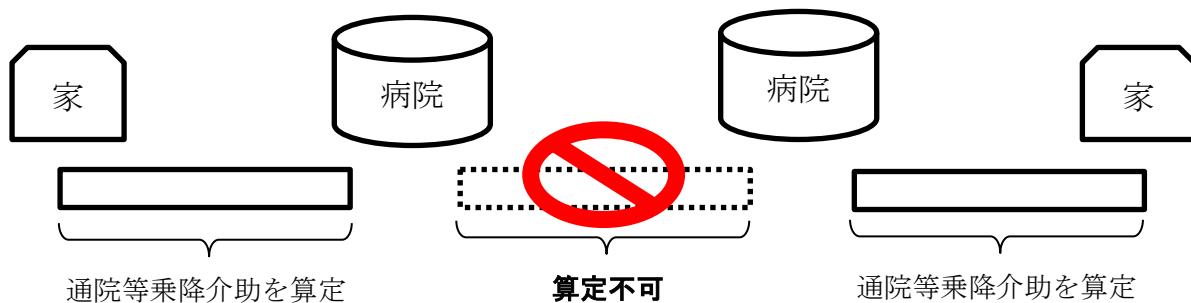
(注1) 通院等乗降介助で算定することができる介護給付費の単位数は、1回につき 100 単位であり、1 単位を 10 円とした場合、当該サービスに要する費用の額は 1,000 円となり、このうち、100 分の 90 である 900 円が介護給付費として支給され、居宅要介護者の自己負担額は 100 円となる（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 12 年厚生省告示第 22 号）、介護保険法第 41 条第 4 項第 1 号）。なお、移送に係る運賃は、介護給付の対象外である。

(注2) 運賃は、単純化するため、一律片道 1,000 円とした。

「通院等乗降介助」と「身体介護中心型」との比較

(1) 通院等乗降介助を算定する場合（利用できる者は、要介護1～5に該当する者。サービスに要する費用の額の算定は、定額（片道単位））

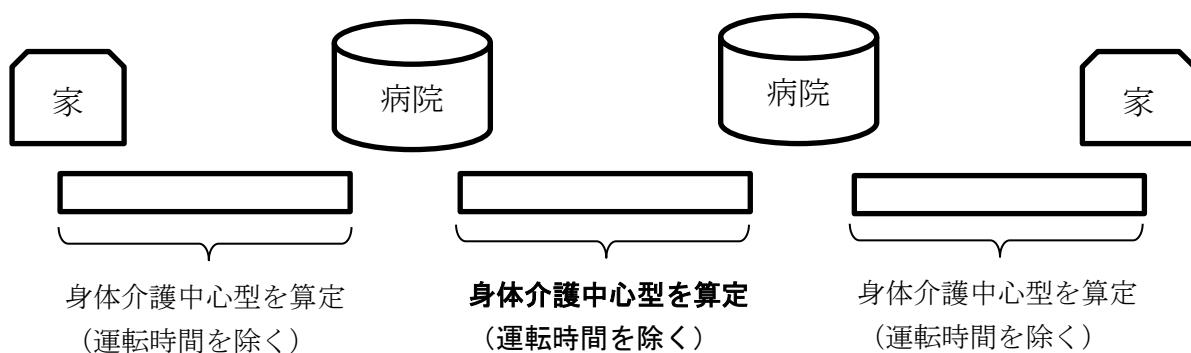
訪問介護の一類型である通院等乗降介助は、居宅におけるサービスである必要があり、下図の「病院→病院」間の移動に係る介助は、完全に居宅外において行われるサービスであることから、介護給付費の算定をすることができないとされている。



(2) 身体介護中心型を算定する場合（サービスに要する費用の額の算定は、介護に要した時間単位。なお、利用できる者は、次のいずれかに該当する者）

- ① 「通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20～30分程度以上）を要し、かつ、手間のかかる身体介護を行う場合」は、要介護4又は5に該当する者
- ② 「居宅における外出に直接関連しない身体介護（例、入浴介助・食事介助等）に30分～1時間程度以上を要し、かつ、当該身体介護が中心である場合」は、要介護1～5に該当する者

身体介護中心型の場合には、下図の「病院→病院」間の移動に係る介助は居宅外で行われるものであるが、居宅において行われる目的地（病院等）に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなしえる場合には、介護給付費の算定をするとされている。



(注) 本資料は、厚生労働省の資料等に基づき、当省が作成した。

《参考》

[行政苦情救済推進会議]

総務省に申し出られた行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

メンバーは、次のとおり。

(座長)	大森 彌	東京大学名誉教授
	秋山 收	元内閣法制局長官
	加賀美幸子	千葉市女性センターナンバーガン長
	加藤 陸美	元環境事務次官
	小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授
	谷 昇	(社)全国行政相談委員連合協議会会长
	松尾 邦弘	弁護士、元検事総長